



横浜市議員

竹内やすひろ

市政報告

ヒットエンドラン通信



横浜市 公園の禁煙について

来年4月から全ての公園で

横浜市において管理する公園はおよそ2700か所に上ります。これ迄、公園を含む屋外での喫煙は改正健康増進法により周囲に受動喫煙を生じさせないように配慮義務が課されている。公園内での受動喫煙を防ごうと昨秋に市内の公園5カ所で禁煙も試行。今後は、公園条例を改正して禁止行為の項目に「喫煙」を盛り込み、来年4月から全面禁煙にする方向で検討がされてきました。そして、受動喫煙を防ぐため、観光名所の山下公園など横浜市が管理するすべての公園で来年4月から喫煙を禁止することがこのほど正式に決まりました。対象となるのは市が管理するおよそ

2700か所の公園すべてで、市内有数の観光名所の「山下公園」や「港の見える丘公園」なども含まれています。喫煙が禁止されるのは来年4月1日からで、違反した場合の罰則は5万円以下の過料となります。今後、対象となる公園に看板を設置したり、SNSを活用したりして事前に広く周知。また、多くの人が訪れる大規模なイベントが公園で行われる際に隠れて吸うケースを防ぐため、仮設の喫煙所を設けることも検討されます。



10月から児童手当が拡充されます

令和6年10月分(初回支給は令和6年12月を予定)から、児童手当法の改正による制度改正・拡充が行われます。制度改正により申請が必要な方には、申請書が既に発送もされています。制度改正についての問い合わせ等は、横浜市のHPでも分かりやすく説明されています。

制度改正の内容

所得制限の撤廃

支給対象児童の年齢を「中学生(15歳到達後の最初の年度末まで)」から「高校生年代(18歳到達後の最初の年度末まで)」に延長

第三子以降の手当額(多子加算)を月1万5千円から月3万円に増額

第三子以降の算定に含める対象の年齢を「18歳到達後の最初の年度末まで」から「22歳到達後の最初の年度末まで」に延長
支給回数を年6回(現在3回)に変更

児童手当の歴史

児童手当の歴史を紐解くと、口火を切ったのは地方でした。1968年4月、千葉県市川市と新潟県三条市が、国に先駆け、第4子以降に月額1,000円を支給する児童手当をスタートさせました。いずれも、公明党市議団の訴えが市当局を動かしたものです。続いて、東京都議会公明党が「国に先駆け都独自で実施せよ!」と児童手当導入を訴え、69年12月から都の児童手当制度がスタート。国

会でも、68年に公明党が他党に先駆けて児童手当法案を提出。そして、反対の声を乗り越え、72年1月、ついに国の制度としての児童手当が実現。その後も、政府は繰り返し児童手当の縮小や廃止を画策したが、そのつど公明党は手当の存続と拡充を訴え、制度を守り育ててきた。99年の連立政権参画に当たっても、政権与党の子育て支援策の柱として「児童手当の拡充」が明記されました。

横浜市議員

竹内やすひろ (たけうちやすひろ)

神奈川県政務調査事務所

横浜市神奈川区大口通り127-16コスガビル1F

TEL: 045-716-6822 FAX: 045-716-6823

ホームページ <https://takeuchi.180r.com>E-mail mail@takeuchi.180r.com

政策経営・総務・財政委員会副委員長

健康づくり・スポーツ推進特別委員会

公明党神奈川県本部幹事長代理

公明党神奈川県本部団体局長

公明党神奈川支部 支部長

防災士

公式ホームページ

<http://takeuchi.180r.com>

